

# 保健センターだより

令和2年度 第12号 (2020年12月)

寒さや乾燥が厳しくなるにつれ、インフルエンザやノロウイルスなどさまざまな感染症が増加します。新型コロナウイルス感染症も急増しています。一人ひとり感染症の予防対策を徹底していきましょう！今回は「学校感染症と出席停止について」お知らせします。

下表の感染症は、学校保健安全法第19条により出席停止となります。

- ① 下表の感染症と診断された場合は、学務課(池田事務室)、保健センターへ電話連絡をしてください。必ず出席しなければならない実習や試験等がある場合には、担当教員に自分で直接連絡してください。
- ② 出席停止期間を守り、主治医の指示に従って療養してください。
- ③ 登校する前には、診断された医療機関で「[学校感染症治癒証明書](#)」(県立大学HPよりダウンロード)を記入してもらってください。  
(※注意:新型コロナウイルス感染症の場合は、登校前に必ず保健センターへ連絡してください)
- ④ 登校時には、「学校感染症治癒証明書」を学務課(池田事務室)に提出してください。

## 【学校感染症と出席停止】(学校保健安全法施行規則)

感染症の種類	出席停止期間
インフルエンザ (鳥インフルエンザ除く)	発症した後5日を経過、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
流行性結膜炎 急性出血性結膜炎	医師において感染の恐れがないと認めるまで
新型 コロナウイルス	治癒するまで

【重要】以下に当てはまる場合は必ず保健センターに連絡をしてください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の検査をすることになった
- ・ 濃厚接触者と特定された

★体調不良のときは、自己判断せずに受診しましょう。



山梨県立大学 保健センター 055-224-5370(飯田キャンパス)  
055-269-6610(池田キャンパス)